

1. 業務名 サムライシティ 2020 誘客促進（長期滞在型インバウンド観光促進）業務委託

2. 業務の目的

東京オリンピック・パラリンピック競技大会以降のインバウンド誘客に向け、サムライ文化や歴史、自然・絶景、温泉などといった会津地域ならではの観光資源を活用し、ターゲット層に訴求力のある観光コンテンツの創出やモデルルートの整備を行うことで、地元での受入態勢づくりや滞在型観光の推進を図る。

3. 対象市場・ターゲット層

訪日旅行における観光消費額単価が高く、歴史・文化や自然資源等を活用した特別感のある体験を好む欧米豪地域のFIT層

4. 業務の内容

(1) 各市町における観光コンテンツの強化及び新規コンテンツの創出

二市町の歴史的な背景・ストーリー（戊辰戦争、猪苗代湖、舟運、赤井谷地沼野植物群落等）を踏まえ、ターゲット層の嗜好に合わせた観光コンテンツのさらなる磨き上げや新規コンテンツの創出を行う。なお、コンテンツの創出にあたっては、観光コンテンツ開発に精通したアドバイザーを選定し、各市町関係者との検討会やワークショップ等を開催すること。

・磨き上げを行う既存観光コンテンツの改善点整理の手法、現地視察スケジュール等を提案すること。

・各市町で創出する新規コンテンツのイメージ（創出できることの確証を得たものでなくて構わない）

及びアドバイザー候補者を提案すること。

・創出する観光コンテンツについては、各市町1コンテンツ以上とすること。

【コンテンツテーマ】

- ・会津若松市：「サムライ」
- ・猪苗代町：「国立公園の利活用（山や湖等）」

① 既存観光コンテンツの強化

- ・既存コンテンツの改善点整理
- ・現地視察による磨き上げ

※既存コンテンツについては、「サムライ武術体験（剣道・薙刀・弓道等の体験）」、「絶景ヘリクルージング（ヘリコプターで会津地域の自然・絶景を上空から眺める体験）」とする。

② 新規コンテンツの創出

- ・検討会やワークショップ等の開催
- ・サインやメニュー等の多言語化（翻訳作業のみを想定）

※創出した各コンテンツについては、販売に必要な情報（コンテンツ名称、実施場所、販売価格、所要時間等）を整理すること。

③ 訪日外国人向け観光情報サイトの管理・運営

- ・既存コンテンツの情報更新（日本語、英語）
- ・創出した新規コンテンツの追加（日本語、英語）

※当該サイトは「AUTHENTIC AIZU (<https://authentic-aizu.com/>)」とし、サーバー代やドメイン代等（20,000円相当）についても負担すること。

※掲載にあたっては、各コンテンツの提供事業者の同意を得るとともに、掲載内容や他事業との連携について発注者と事前に協議すること。

(2) 観光モデルルートの造成

(1) において創出した新規コンテンツや磨き上げた既存コンテンツ等を結び付け、欧米豪地域のFIT層の嗜好に合わせたモデルルートを造成すること。なお、造成するモデルルートについては、分かりやすくインパクトのあるネーミングを行うこと。

・ターゲット層が会津地域で滞在型観光をする際のルートイメージ（テーマ、滞在日数等）を提案すること。

・造成するモデルルートについては各市町2本以上とすること。

※提案に当たっては、サムライ文化や自然・風景のほか、繁華街の街歩き、史跡や歴史的な建築物の見物、伝統的日本人料理、温泉（※2019年度版DBJ調査より）など、欧米豪訪日旅行者の訪日意向を意識したモデルルート（イメージ）を提案すること。

※新型コロナウイルス感染症収束後においても、欧米豪訪日旅行者のニーズとして、3密（密集・密閉・密接）を避けた旅行や公衆衛生に関する配慮など、安全・安心な旅行を望むものと推察されることから、公衆衛生の配慮や会津地域でリラックス・癒しの時間を過ごせることなどを意識したモデルルート（イメージ）を提案すること。

(3) モニターツアーの実施

(1) において創出した新規コンテンツや磨き上げた既存コンテンツを体験するモニターツアーを実施すること。なお、モニター参加者にはアンケート調査を行うこととし、モニターツアーの結果をフィードバックするための関係者との会議等を開催すること。

・実施回数、実施時期、行程案（移動手段等含む）、参加者人数、募集方法等について提案すること。

※対象者については、欧米豪地域出身の在日外国人を5名以上とし、5か国（イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、オーストラリア）出身の外国人を各1名以上は必ず入れること。それ以外については、国籍は問わない。

※会津地域までの移動手段及び地域内における移動手段の確保・手配、通訳の手配（必要に応じて）など、催行にかかる全ての業務について提案者が行うこと。

※当該業務については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響によっては、業務内容の変更又は中止を行う可能性があるものとする。

5. 履行期間

契約締結日から令和4年2月18日まで

6. 業務に係る委託料

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

（上記の金額には、上記の（1）～（5）の業務を実施するにあたり必要なすべての関連経費が含まれるものとし、上限額を超える支出は行わないことに留意すること。）

※消費税及び地方消費税の額は税率10%で計上すること。

※本事業は猪苗代町と会津若松市の二市町が連携した事業となるが、契約は二市町それぞれと締結するものとし、契約額は事業費総額を2等分した額となるので注意すること。

7. 成果品

(1) 事業報告書

- ・ 6部（紙で提出）
- ・ 2部（DVD等で提出）

8. その他

- (1) 受注者は、適宜発注者の意向を確認の上、業務を進めるものとする。
- (2) 成果品の著作権は発注者に帰属することとし、受注者は権利処理の一切を行うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり再委託を行う場合には、事前に文書により、発注者からの了承を得るものとする。
- (4) 事業内容の詳細、事業の進め方等については、受託候補者が決定した後、発注者との協議調整により最終決定を行うものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の影響を注視しながら、随時、発注者と情報共有を図りながら事業を進めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響によっては、業務内容の変更又は中止を行う可能性があるものとする。

9. 納入場所

会津若松市観光商工部観光課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242-39-1251 / FAX 0242-39-1433